

令和 8 年度

鶴田消防署

車庫オーバースライダー交換修繕

仕様書

五所川原地区消防事務組合

この仕様書は、五所川原地区消防事務組合（以下「組合」という。）が、令和8年度に修繕する鶴田消防署車庫オーバースライダーの仕様について定める。

1 総則

- (1) 修繕するオーバースライダーについては、本仕様書に定めるものであること。
- (2) この仕様書の記載事項について、変更しようとするときは、理由書等を付して組合の承認を得ること。

2 修繕箇所

北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 1 9 4 番地 1
鶴田消防署庁舎 1 階車庫西側オーバースライダー（別紙図面 1 参照）

3 修繕期限

令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）

4 修繕内容

- (1) 本修繕はオーバースライダーの交換修繕とする。
- (2) 新規オーバースライダーにあってはコンビネーション電動式とし、障害物検知装置及び急降下停止装置等を設けること。また、当該装置の設置について新たに配線工事等が必要になった場合は電気工事士法に基づいた配線工事等を行うこと。
- (3) 新規オーバースライダーの設置に伴い、庁舎躯体に解体及び補強等の工事を施しても差し支えないものとするが、オーバースライダー完成後には従前と同等の仕様へ復旧工事すること。
- (4) オーバースライダー及び修繕に使用する部品等は新造品を使用すること。
- (5) オーバースライダーの開閉操作方法は従前と同様に使用できるよう調整すること。
- (6) 高所作業について墜落等による危険があるため、作業床の設置、墜落制止用器具を装着すること。
- (7) 作業中は消防業務に支障を及ぼさないように十分配慮すること。
- (8) 受注者は資材等を適切に運搬、廃棄すること。なお、設置に係る費用及び修繕に伴い発生する廃棄物の処分に要する費用は全て含むものとする。

5 品質保証

納入時に、不良商品又は運送事故による商品の破損があった場合や、納入日を起算としてメーカーが定めた品質保証期間中に生じた設計不良、工作不良、材質不良に起因する破損があった場合は、受注者がその責任を負い無償で修理又は取り替えをするものとする。

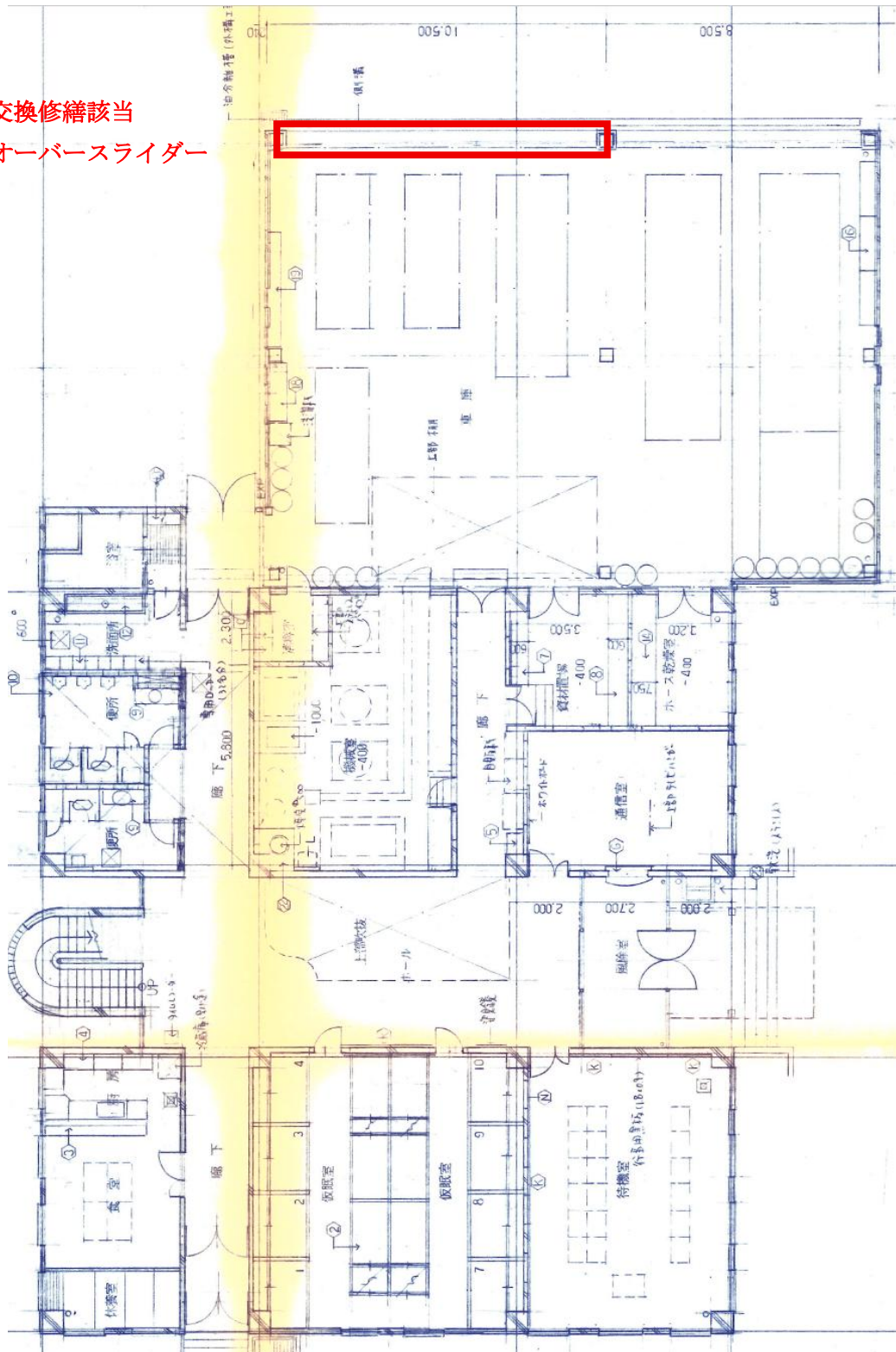
6 参考資料

- (1) 別紙図面 1（鶴田消防署 1 階平面図）
- (2) 別紙図面 2（鶴田消防署車庫詳細図）
- (3) 別紙図面 3（鶴田消防署車庫立面図）
- (4) 別紙図面 4（鶴田消防署オーバースライダー詳細図 1）
- (5) 別紙図面 5（鶴田消防署オーバースライダー詳細図 2）

7 この仕様書に定めのないもの又は疑義が生じた場合は、組合と協議の上、決定するものとする。

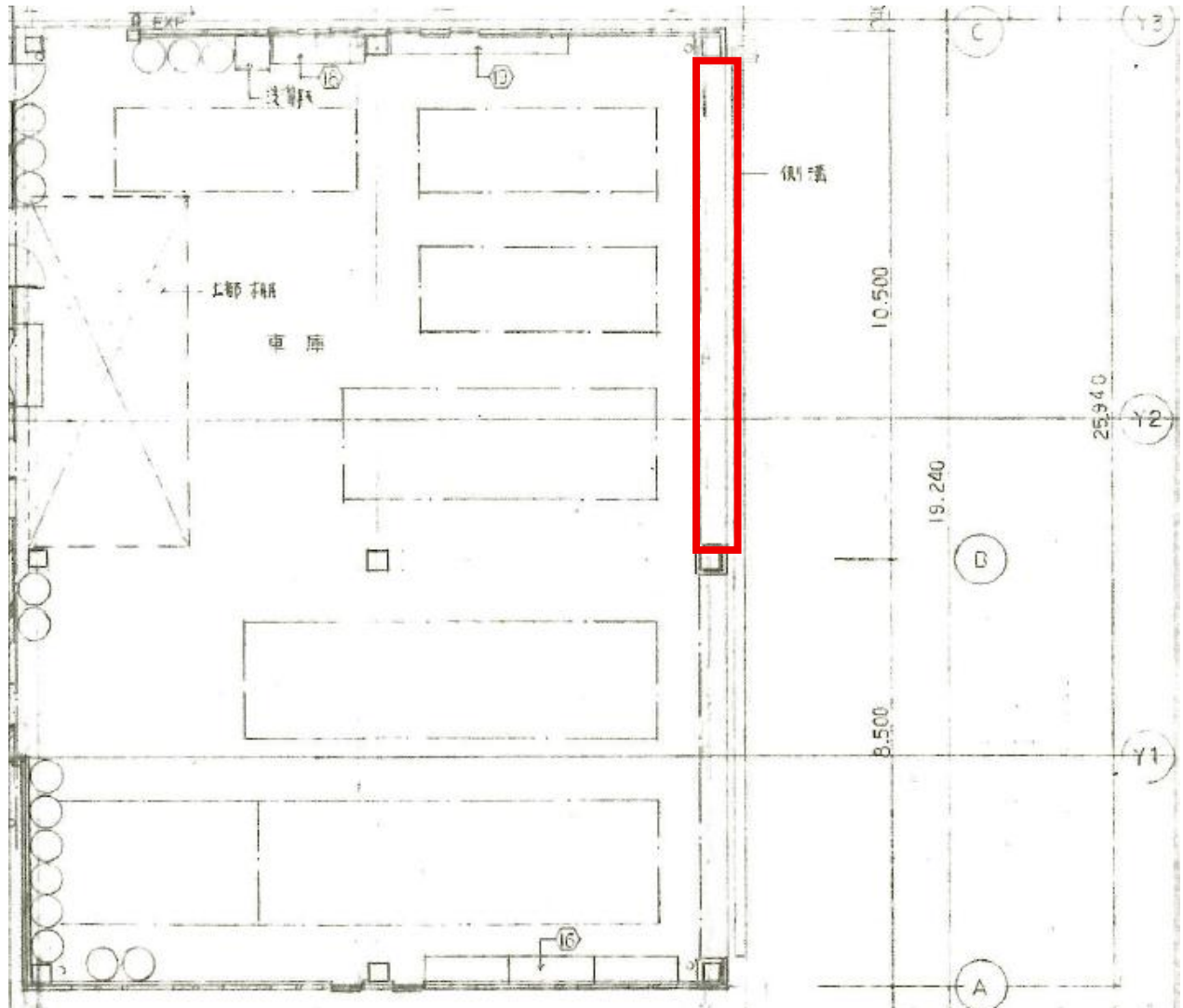
図面 1 鶴田消防署 1階平面図

交換修繕該当
オーバースライダー

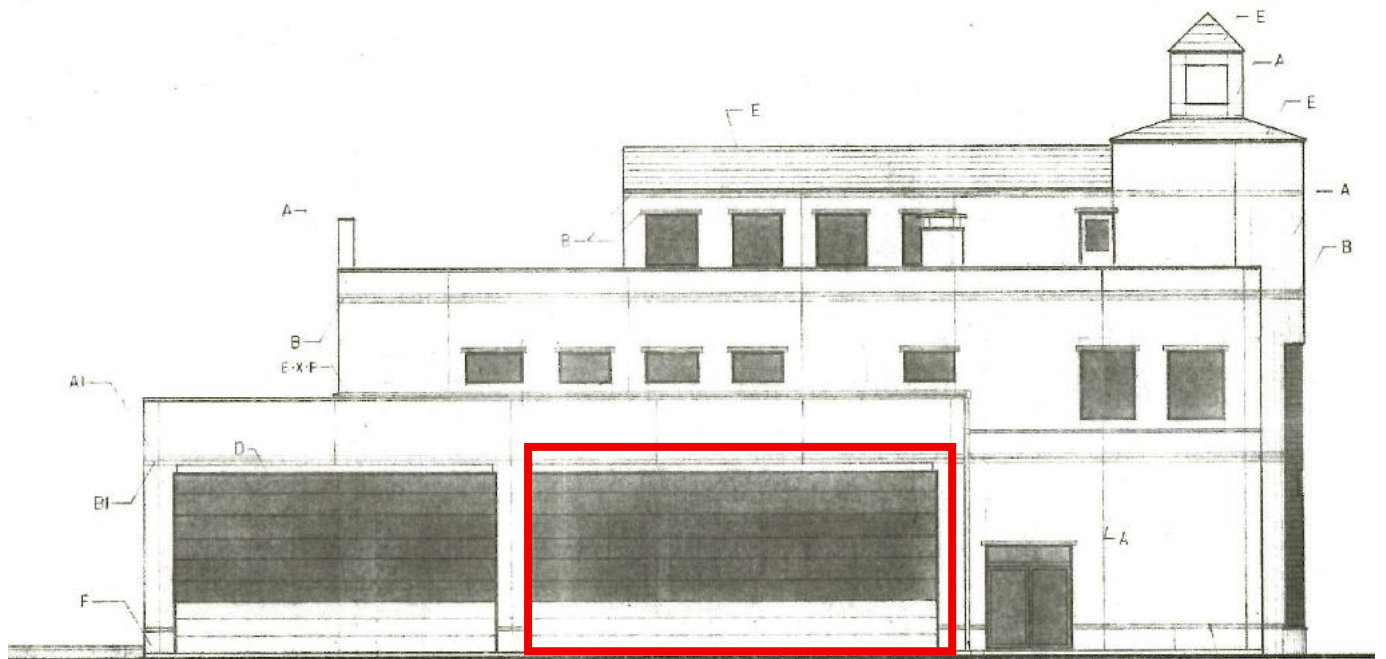


図面 2 鶴田消防署 車庫 詳細図

交換修繕該当
オーバースライダー



図面 3 鶴田消防署 車庫 立面図



交換修繕該当
オーバースライダー

[illegible]

図面 5 鶴田消防署 オーバースライダー 詳細図 2

